

令和4年9月9日付け県公報第345号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年5月23日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 測量機関

国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所

2 作業の種類

公共測量（空中写真測量、数値地形図データ作成）

3 作業期間

変更前 令和4年8月2日から令和5年4月28日まで

変更後 令和4年8月2日から令和5年4月25日まで

4 作業地域

駿東郡小山町、御殿場市内